

法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン

令和元年10月31日
令和2年6月25日一部改訂
令和2年12月25日一部改訂
令和3年3月31日一部改訂
令和7年4月22日一部改訂
文部科学省高等教育局

(目次)

○ 本ガイドラインの趣旨について.....	p. 1
1 法曹コースの定義と概要.....	p. 2
2 法曹コースの開設手続.....	p. 3
3 文部科学大臣による認定の要件.....	p. 5
4 法曹養成連携協定の変更.....	p. 7
5 その他法曹コースに求められる事項.....	p. 8
6 その他法科大学院に求められる事項.....	p. 11
7 法曹コースと連携法科大学院との接続.....	p. 14
8 法曹コースの質保証.....	p. 18
9 制度の開始時期.....	p. 19
10 ガイドラインに関する運用上のQ & A.....	p. 20

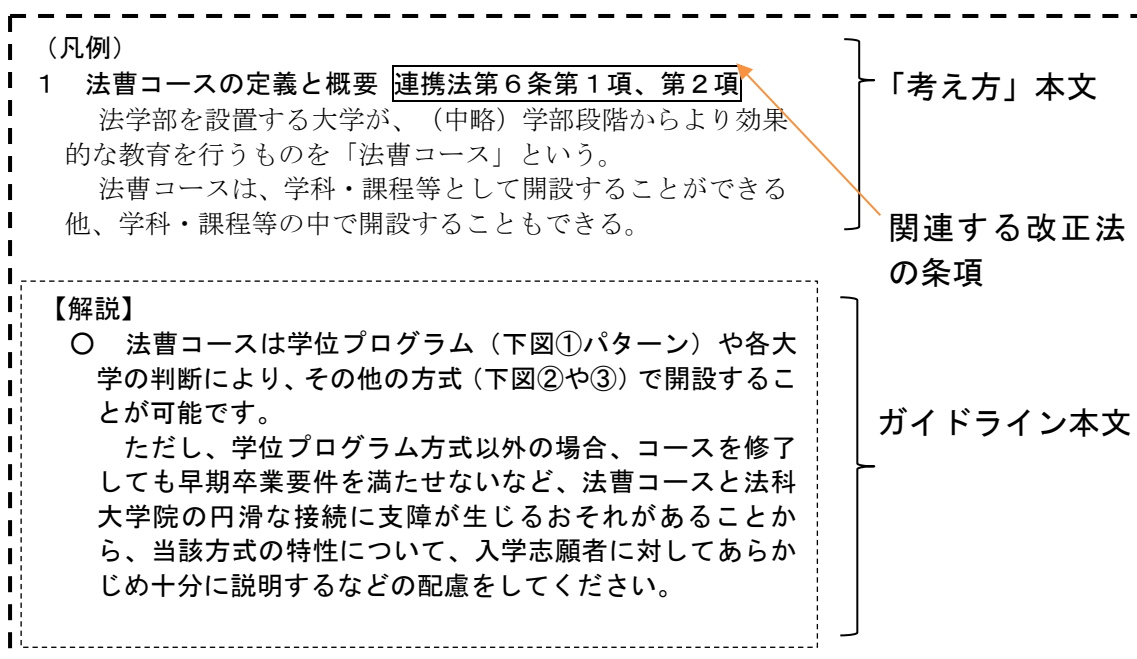
○本ガイドラインの趣旨について

本ガイドラインは、平成 31 年 1 月 28 日付で中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会が取りまとめた『「法曹コース」に関する考え方』を基に、法制上の整備の状況を踏まえ時点更新したもの（以下「考え方」という。）と令和元年 6 月に成立した「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 44 号）（以下「改正法」という。）において規定された法曹養成連携協定に係る条項の対応関係を整理し、その具体的な運用方針を示すものです。

【本ガイドラインの構成について】

本ガイドラインは以下のとおり、「考え方」と改正法の関係条項を整理し、その運用方針（ガイドライン）を記載しています。

※本ガイドラインでは、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」は「連携法」と略記しています。法律の各条項は、改正後の条項に対応しています。また、本ガイドラインにおける専門職大学院設置基準は、改正法に伴う改正後のものとなります。



1 法曹コースの定義と概要 **連携法第6条第1項、第2項**

法学部を設置する大学が、自大学又は他大学が設置する一以上の法科大学院と連携して法科大学院の法学既修者コース（以下「既修者コース」という。）の教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うものを「法曹コース」という。

法曹コースは、学科・課程等として開設することができる他、学科・課程等の中で開設することもできる。

【解説】

○ 法曹コースは学位プログラム（下図①パターン）や各大学の判断により、その他の方式（下図②や③）で開設することが可能です。

ただし、学位プログラム方式以外の場合、コースを修了しても早期卒業要件を満たせないなど、法曹コースと法科大学院の円滑な接続に支障が生じるおそれがあることから、当該方式の特性について、入学志願者に対してあらかじめ十分に説明するなどの配慮をしてください。

①開設パターン1

法曹コース＝学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラム

（法曹コース＝学位プログラム）

学科・課程、コースとして開設

（メリット）
卒業要件とコース修了要件が一致することで、早期卒業要件は満たしているがコース修了要件が満たされていないという事態が発生しない。

②開設パターン2

学位プログラムの構成要素の一部として、学科・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設

（履修プログラム方式）

学科・課程、コースに学位プログラムの一部として開設

（メリット）
法曹コースの追加的選択や途中離脱がある程度、柔軟にできることから、学生のニーズに応じやすい。

③開設パターン3

学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設

独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能

（独立教育プログラム方式）

学位プログラム

+

学位プログラムから独立して法曹コースを開設

（メリット）
法曹コースとしての体系的なカリキュラム編成が学位プログラムから独立して開設可能。
※開設科目の一部が卒業要件単位に含まれていても可。

2 法曹コースの開設手続 **連携法第6条第1項、第2項**

法曹コースを開設しようとする大学と法科大学院を設置する大学の間で協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結することによって、大学は法曹コースを開設することができる。

当該協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることにより、協定に基づき開設された法曹コースの修了者は、7（2）に係る法学既修者の認定対象となり、協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）は、7（1）による特別選抜を実施するものとする。

【解説】

- 法曹養成連携協定の主体を大学から部局へ委任し、部局間で協定を締結することも可能です。ただし、連携法第6条第1項に基づく文部科学大臣の認定を受けるための申請については、必ず申請する大学の学長から申請してください。
- 法曹コースの学部等における位置づけやコースの選択方法、修了要件等については、学内の規則において明確に規定してください。

（1）法曹コースを開設することができる学部

法曹コースは、授与する学位に付記する分野が法学に関するものである学部において開設が可能。

【解説】

- 学位に付記する分野の名称に関しては、必ずしも「法学」に限定されるものではなく、法科大学院の法学未修者コース（以下「未修者コース」という。）1年次において修得すべき能力を育成するために必要な学修（少なくとも、法学既修者認定により履修免除される法律基本科目の基礎科目に相当する科目が必修科目として段階的かつ体系的に開設されていることが必要です。）を提供できる法学に関する分野であり、その旨を協定先の法科大学院が判断できるものであれば問題ありません。

（2）法曹養成連携協定に定める事項

- ① 法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院及び法曹コースの名称
- ② 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための法曹コースにおける教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

【解説】

- 連携法科大学院の未修者コース1年次で単位修得していなければ2年次に進級できない科目は、法曹コースにおいて網羅的に学修できるよう、法曹コースの教育課程を編成することが必要です。
- 円滑な接続を図るための具体的な措置とは、例えば、以下のような措置等を通じて、法曹コースに在籍する学生が一貫的な学修をすることができる環境を整備することです。
 - ① 授業で使用する教材の統一や少人数かつ双方向・多方向で行う科目の開設
 - ② 法科大学院における教育の導入としての科目の開設
 - ③ 法律基本科目について、法曹コースに開設された基礎科目に相当する科目を必修科目として履修させるにとどまらず、連携法科大学院が開設する応用科目の科目等履修や連携法科大学院と法曹コースによる共同開講科目として開設された応用科目の履修をし、又はしようとする学生に対するカリキュラム編成上の配慮や履修指導
- 上記①～③は例示であり、必ずしも網羅的な対応を求めるものではありませんが、法科大学院教育の導入教育や、意欲と能力のある学生がより発展的な学修を行うことができるような法科大学院レベルの科目を受講できるようにするなどし、円滑な接続を図る必要があります。
- 円滑な接続を図るための具体的な措置のうち、連携法科大学院が行う協力事項の実施状況は、法科大学院の認証評価の対象となることを想定しています。

③ 法曹コースにおける成績評価の基準

【解説】

- 法曹養成連携協定において定める法曹コースの成績評価の基準は、当該成績が特別選抜（7（1）参照）の基礎資料となることを踏まえ、連携法科大学院と協議の上、適切な水準に設定するとともに、その基準を予め学生に明示してください。
また、法曹コースは早期卒業制度を活用して法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものであることから、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められます。

- ④ 法科大学院を設置する大学の法曹コースにおける教育の実施のために必要な協力に関する事項
- ⑤ 法曹コース修了予定者を対象とする連携法科大学院における入学者選抜の方法（7（1）参照）
- ⑥ 法曹養成連携協定の有効期間
- ⑦ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置
- ⑧ その他必要な事項

3 文部科学大臣による認定の要件 連携法第6条第1項、第3項

【解説】

- 法曹養成連携協定が適当であることについて文部科学大臣の認定を受けようとする場合には、令和7年4月22日付通知別紙様式のうち、新規申請様式1等を作成の上、法科大学院を設置する大学の学長から文部科学大臣宛に申請してください。

申請期限	認定を希望する日の3か月前まで
------	-----------------

- 申請する協定の内容については、全て確定していることが必要です。
ただし、内容について学内関係者の合意が形成されている状況であり、最終確定に必要な学内手続に時間を要する場合においては、案の段階での申請を認めます。この場合、確定していない資料については、資料の最初のページに「案」と朱書きし、確定が見込まれる時期を記載してください。
※内容が確定するまでは、認定することができないことに御留意ください。

大学間で締結した法曹養成連携協定について、協定を締結した大学からの申請に基づき当該協定を文部科学大臣が認定する場合には、以下の①及び連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続に資するものとして②～⑦に適合することを確認する。

- ① 連携法科大学院を設置する大学が、学校教育法第109条第6項に規定する適合認定を受けていること。
- ② 法曹コースにおける科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。
- ③ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、法曹コースの学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。
- ④ 専門職大学院設置基準第20条の3第2項に規定する法律基本科目の基礎科目（法科大学院が、同第25条第1項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。）に相当する科目が、法曹コースにおいて、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること。

【解説】

- 法曹コースにおいて開設することになる「法律基本科目に相当する科目」のうち「基礎的な学識及び能力を修得させる科目」は、法曹コースが連携法科大学院の既修者コースへの接続を前提としていることから、同コースの科目は、連携法科大学院の未修者コース 1 年次の内容と同等以上であることが必要です。

- ⑤ ④のほか、法曹コースにおける教育の実施に関し、科目等履修をし、又はしようとする当該法曹コースの学生に対する教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。
- ⑥ 法曹コースに関し、早期卒業の認定の基準が整備されていること。
- ⑦ 早期卒業の認定を受けようとする学生に対する、適切な学修の支援の実施その他の教育的配慮を行う体制が構築されていること。

4 法曹養成連携協定の変更 連携法第7条第1項、第2項

【解説】

○ 連携法第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとする場合には、令和7年4月22日付通知別紙様式のうち、変更申請様式1等を作成の上、法科大学院を設置する大学の学長から文部科学大臣宛に申請してください。

申請期限	認定を希望する日の2か月前まで
------	-----------------

下記の事項に該当する場合については、連携法第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更することには当たらないため、変更申請は不要です。

- ① 指導教員の変更や授業方法の変更（対面での授業をオンラインでの授業へ変更することなど）、科目名を変更する場合
- ② 各科目の配当時期について、学生の履修方法や年度により若干の変更が発生した場合
- ③ 成績評価の基準について、標語を形式的に変更（秀をSに変更するなど）する場合

いずれの場合についても学生に対する丁寧な説明に努めるなど、学生の不利益とならないよう配慮してください。また、協定を締結している大学間においても十分に協議してください。

5 その他法曹コースに求められる事項

(1) 規模

法曹コースを選択する学生の法科大学院進学に係る予測可能性を高めるため、法曹コースを開設する大学は、連携法科大学院が実施する特別選抜の募集人員等を踏まえたコース修了予定者の規模を設定すること。法曹コースは、その教育にふさわしい環境の確保のため、学生数を適切に管理すること。

【解説】

○ 法曹コースを開設する大学において、連携法科大学院の特別選抜の規模や連携法科大学院が法曹コースで求める教育を実施するために必要な教員数等を勘案し、協定締結予定の法科大学院との協議を経て、最終的に法曹コースを設置する大学において法曹コースの規模を決定してください。

法曹コースの修了・連携法科大学院への進学に関する設計としては、以下のような例が考えられますが、法曹コースを選択する学生の連携法科大学院進学に係る予測可能性を高める観点から、いずれの設計であるのかについて学生に対する周知を徹底してください。

- ① 大学入学者選抜の段階、若しくは2年次進級時等のコース選択時において、在籍人数を選抜・限定し、当該人数が法曹コースを修了するもの。
- ② 入学時または2年次進級時等のコース選択時には幅広く在籍し、学年進捗とともに、厳格な進級（修了）判定により、コース外（法学部内の他のコースや専攻、法学部以外の学部）に移る学生が一定程度いる中で、最終的に修了する人数は限定されるもの。
- ③ 入学時または2年次進級時等のコース選択時には幅広く在籍し、その人数が概ね修了した上で、特別な選抜においてその成績は考慮しつつも、別途入学者選抜で進学者を絞るもの。

(2) 成績評価と修了者の質の保証

【解説】

○ 法曹コースは早期卒業制度を活用して連携法科大学院の既修者コースに接続することを標準的な運用とするものです。したがって、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められます。

法曹コースにおいては、厳格な成績評価により修了者の質の保証が求められるところ、その在り方には、例えば、以下のような取扱いが考えられる。

- ① 法曹コースと法曹コース以外の学生が混在した形で全ての科目を設定し、厳格な成績評価を実施するものとする。

【解説】

- 「履修プログラム方式」により法曹コースを開設する場合、例えば、法曹コースの学生とそれ以外の学生が同一科目を履修し、同一基準で成績をつけた上で、B以上を修了要件（C以下で合格した場合には、卒業単位は取得するが、法曹コース修了の要件は満たさない）とすることにより、厳格な成績評価を実施することも可能です。

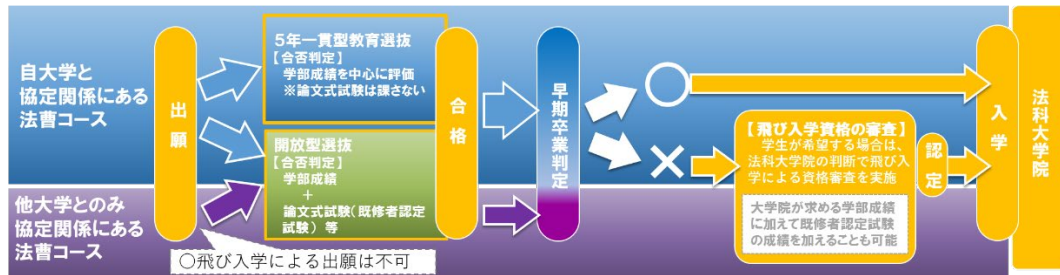
- ② 法曹コースの学生のみが履修できる科目又は法曹コースの学生が履修を義務付けられる科目を設定するなどし、その科目の内容や成績評価についてきめ細かく評価することにより、法曹コース全体として厳格な成績評価を実現し、修了者の質の保証を実現するもの。

（３）早期卒業 連携法第６条第２項、第３項、学校教育法第89条、第102条

法曹コースにおいては、早期卒業制度を活用することが前提となっており、標準的な運用となることが期待されることから、大学が、連携法科大学院の既修者コースの教育課程及び入学者選抜などを踏まえて、その学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を学部３年終了時までに修得させることが可能となる教育課程を編成すること。その際修得させる科目については、必修科目、選択必修科目を適切に組み合わせて提供すること。

【解説】

- 法曹コースは早期卒業を前提として連携法科大学院の既修者コースに接続するものですが、早期卒業の要件に関する制度的な変更はないことから、これまでと同様、「優秀な成績」要件を満たす必要があります。なお、優秀性の判断基準の設定及びその認定はあくまで各大学の判断により行われるものであり、その運用に当たって、大学教育の質の低下を招くことがないよう留意してください。
- 早期卒業の要件は「当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合」と規定されていますが、各大学において早期卒業の可否を総合的に判断する際に、連携法科大学院の特別選抜の可否等を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えありません。なお、早期卒業については、その判断基準を定めた上で、予め学生に明示しておく必要があります。
- 法曹コースと連携法科大学院の既修者コースの接続は、早期卒業が前提となっておりますが、特別選抜に合格した早期卒業見込み者が、事故や病気等のやむを得ない事情により早期卒業できなかった場合には、飛び入学制度の趣旨及び目的を踏まえ、法令に基づき適法に実施されるのであれば、各法科大学院の判断により飛び入学を認めることは可能です。



- 令和元年10月31日付け元文科高第623号文部科学省高等教育局長通知にて示している通り、法学既修者認定試験の成績を飛び入学資格の判断材料とする場合には、判断基準を定め、予め学生に明示しておく必要があります。
- 大学院に在学中の学生でも学部と大学院において通算して4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上を修得すれば、大学改革支援・学位授与機構に申請し、所定の審査に合格すれば、学士の学位を取得することができます。特別選抜に合格した学生が、やむを得ない事情により早期卒業ができず、飛び入学資格によって法科大学院に入学する場合には、希望する学生が学士の学位を取得できるよう、当該制度の説明をお願いします。

制度の詳細はこちらから確認してください。

→https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/degree_awards_system/

6 その他法科大学院に求められる事項 **連携法第4条、第5条、第9条**

(1) 法科大学院の教育課程等の公表

【解説】

- 法科大学院に求められる公表事項は、法科大学院への入学希望者が進学先を決定する上での参考となるだけでなく、法曹コース開設準備のために法曹コース設置を考えている大学にとっても有用な情報となります。

法科大学院が公表しなければならない具体的な情報は、以下の①～⑪とする。

【解説】

- ①～⑪の公表事項については、入学希望者が進学先を決める上での参考となるよう、必要に応じその数字が意味するところを、注釈を付記するなどして、公表内容を分かりやすく伝えるよう工夫してください。（例：⑦における「中退率」については、司法試験予備試験や司法試験、国家公務員試験等に合格したために中退する場合など様々な場合がある。）

① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

【解説】

- 教育内容に係る最も基本的な情報である教育課程並びにその履修の前提となる学識及び能力（法科大学院への入学時まで修得しておくべき学識・能力）や履修の結果である学識及び能力（各年次が終了する段階で身に付けていなければならない学識・能力）を公表してください。

② 成績評価の基準及び実施状況

【解説】

- 連携法第5条第1項第2号に規定する法科大学院が公表すべき「成績評価の基準」とは、各評語をどのような学修到達度の者に与えるか、相対評価を実施する場合の各評価の分布の目安といった内容を想定しています。また、その「実施状況」とは、例えば、個別の科目毎に「AA評価が何名、A評価が何名…」といった各評価の分布状況といった内容を想定しています。

③ 修了認定の基準及び実施状況

④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況

⑤ 修了者の進路に関する状況

【解説】

- 司法試験の単年度合格率や合格者数（法学既修者・法学未修者それぞれ）並びにそれらの推移及び累積のデータの公表が含まれます。
- また、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の拡がり期待されていることから、法科大学院修了者の進路状況（法曹としてどのような職業・職場で活躍しているか、法曹でないとしても、法科大学院で学んだ知識を生かして、どのような職業・職場で活躍しているか等）を調査・把握し、広く社会に発信していくことも受験生や就職先の企業等にとって有用と考えられます。

- ⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること
- ⑦ 標準修業年限修了率及び中退率
- ⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目
- ⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置
- ⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率

【解説】

- 「認定法曹コースからの入学者」とは、認定法曹コースから認定連携法科大学院に特別選抜又は一般選抜により入学した者を指し、協定先でない法曹コースを修了して連携法科大学院に入学した者は含みません。
- また、単に認定法曹コースからの入学者の割合・司法試験合格率（在学中受験資格による司法試験合格率を含む）を公表するだけでなく、そのうち早期卒業又は飛び入学で入学した者の割合・司法試験合格率（同上）も併せて公表してください。

⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率

【解説】

- 「在学中受験資格による司法試験の受験者数・合格率」については、主として、法科大学院に入学し、留年せずに法科大学院に在籍した中で在学中受験資格により司法試験を受けた者を念頭に置っていますが、その際、法曹コースからの入学者に関する数字のほか、留年者を含む在学中受験資格により司法試験を受験した者全体に関する数字を併せて公表することが望ましいと考えられます。
- ⑫の合格率については、各法科大学院の在籍人数が異なることを踏まえ、いわゆる最終年次の年度当初に在籍した学生数を母数として、以下の割合も公表してください。
 - ・ 在学中受験資格取得者数を分子とした割合
 - ・ 在学中受験資格による司法試験受験者数を分子とした割合
 - ・ 在学中受験資格による司法試験合格者数を分子とした割合

(2) 法曹コースの開設を希望する大学への協力

法曹コースの開設を希望する大学の求めに応じ、必要な協力を行うこと。

(3) 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項

- ① 科目等履修や共同開講については、基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目のみならず、法律基本科目の応用科目についても積極的に活用することが想定されていることを踏まえ、法曹コースを開設する大学と協議し、決定すること。
- ② 法曹コースの学生が法科大学院入学前に修得した①に関する科目の単位のうち共同開講に係るものは、法学部又は法科大学院のいずれかにしか算入できないこと。

【解説】

- 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントすることができます。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②大学院の科目等履修生として受講した場合には大学院の単位として、いずれかにカウントすることができます。
- 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能です。

- ③ 実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育については、原則として引き続き法科大学院で行うこと。

7 法曹コースと連携法科大学院との接続 連携法第6条第2項、第3項

(1) 法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜

法曹コースの教育課程は、連携法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的・体系的に編成され、成績評価等に関して法曹養成連携協定が締結されていることから、連携法科大学院は、法曹コースからの入学志願者を対象に、1) から5) に基づき、特別な選抜を実施すること。

1) 選抜方法

- ① 特別選抜は、法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。特別選抜のうち、特に法律基本科目の論文式試験を課す選抜を「開放型選抜」とする。

【解説】

- 開放型選抜において課す法律基本科目の論文式試験の科目数や内容については、法曹コースにおける学修状況や受験時期を勘案し、各法科大学院において決定してください。

- ② 法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないものとし、「5年一貫型教育選抜」とする。

【解説】

- 協定関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型選抜のみを行う協定を結ぶことはできません。

2) 特別選抜の募集人員

- ① 各法科大学院の定員の5割を上限とする。

【解説】

- 定員とは、未修者コースの定員を含む法科大学院の入学定員全体を指します。
- 多様な知識や経験を有する者を入学させる努力義務を負う法科大学院の役割を踏まえ、特別選抜の募集人員を設定する際には、未修者コースの募集人員の確保に十分配慮してください。

- ② 特別選抜枠のうち、1) ②による選抜（5年一貫型教育選抜）の募集人員は、原則、定員の4分の1以内とする。
- ③ 法曹コースから特別選抜により連携法科大学院へ進学できるルートを十分に確保できるよう、法科大学院の定員の4分の1が10人未満である場合には、②の原則に関わらず10人を上限として5年一貫型教育選抜の募集定員とすることを可能とする。

【解説】

- 5年一貫型教育選抜の募集人員を定員の4分の1以内とすることは、原則ですが、各法科大学院が特に必要と判断する場合には、それを超える募集定員の設定も可能です。ただし、開放型選抜の募集人員と合わせて定員の2分の1を超えることはできません。

3) 特別選抜の対象

法曹コース修了予定者とし、学生自らが応募する方式を原則とする。

4) 特別選抜の実施時期

「大学院入学者選抜実施要項」（令和6年12月20日付6文科高第1526号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、連携法科大学院が求める基礎的な学識及び能力につき適切に判定できる時期に実施すること。

5) 特別選抜の実施に関する留意事項

- ① 同一の募集区分において、選抜方法について、異なる取扱いをしないこととする。
- ② 専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることは認められないが、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした特別選抜についてはこの限りではない。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による特別選抜を実施することも認める。

【解説】

- 特別選抜であっても法科大学院の教育を受けるに相応しい適性と能力を判定することに変わりはなく、優秀な志願者の確保を阻害するおそれもあることから、法曹コースごとに募集定員を設けることはできません。
- 地方大学とは、①直近の国勢調査（平成27年）における大都市圏（札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の11大都市圏）以外の地域に設置されている大学に加え、②大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域（新潟、静岡・浜松、熊本の3大都市圏）とします。

また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とします。

※大都市圏はこちらから確認できます。↓

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=data_list&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&tc1=000001110216

- ③ 文部科学大臣が認定をした法曹コースには一定の質の確保がなされることになる。ついては、当面の間、1) ①の特別選抜を実施する法科大学院は、原則として、協定先でない認定法曹コースからの入学志願者についても、当該特別選抜の対象とすることが求められる。

【解説】

- 開放型選抜においては、協定先でない認定法曹コースからの入学志願者も選抜の対象とし、試験のスキーム（論文式試験に課す科目や学部成績の配点等）についても同一の取扱いとしてください。

なお、開放型選抜も、本来の対象者は法曹コースの出身者であることから、法曹コースに求める学修到達度を評価基準とすることや出願要件として「入学者選抜までに、論文式試験の出題範囲の学修を終えていること」を課すことが適当です。

- ④ 特別選抜の実施に当たって、1) ①のみ実施、②のみ実施又は①及び②を実施するかは、各法科大学院が判断するものとするが、地方大学出身者を対象とした選抜を除き、協定先の大学によって異なる取扱いをしないこととする。
- ⑤ 開放型特別選抜において、法曹コースの成績を基に法律科目の論文式試験免除を行うことは、制度開始当初は認めない。

（２）法曹コース出身者の法学既修者認定について

法曹コースにおいては、少なくとも連携法科大学院の未修者コース１年次の教育に相当する内容を網羅的に学修し、卒業することが前提であることから、平成２１年４月１７日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告において整理された法学既修者認定に関する以下①及び②の扱いを改め、１)のとおりとする。

- ① 法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目全てを対象とすべきである
- ② 履修免除は、原則として、対象となる１年次配当の必修科目を一括して行うべきである

１）法学既修者認定の取扱い

- ① 現在の認証評価基準において、法学既修者認定は、履修免除する科目について論文式試験の実施が必要とされているが、法曹コースの特別選抜においては、当該法曹コースの成績を基に法学既修者認定をすることを認める。
- ② 法曹コースにおいては少なくとも連携法科大学院の未修者コース１年次の教育内容を修めることが前提となっていることから、入学許可する段階までに、未修者コース１年次の教育内容を一括して履修免除することを基本とする。
- ③ 法学未修者が２年次になって初めて学修する法律基本科目（例えば、行政法、訴訟法等）の基礎科目に相当する科目を法曹コースで履修し、単位修得している場合には、履修免除の対象科目とすることも可能とする。

- ④ 履修免除の対象科目として、基礎法学・隣接科目を新たに加えることを可能とする。基礎法学・隣接科目については、開放型選抜においても、法曹コース（協定先でない場合は認定法曹コースに限る。）の成績を基に法学既修者認定をすることを認める。

【解説】

- ③及び④に係る科目の履修免除については、法曹コースにおける学修状況を個別に確認することにより、個別に履修免除することも可能です。
- また、法学未修者が1年次で学修する法律基本科目の基礎科目については、一括して認定することを基本とするものの、一定水準の学修を終えたとは認められない科目については、履修免除せずに、法科大学院入学後に当該科目を履修させることが必要です。

【解説】

- 入学前既修得単位及び法学既修者として履修免除される単位の上限が30単位から46単位に見直され、それぞれの認定の対象は以下の科目を想定しています。
- ・法学既修者認定の対象科目：法律基本科目（基礎科目）及び基礎法学・隣接科目
 - ・入学前既修得単位の認定の対象科目：法学既修者認定の対象となる科目に加え、法律基本科目（応用科目）及び展開・先端科目のうち選択科目
- 法学既修者認定の対象科目とすることのできる基礎法学・隣接科目については、法科大学院における配当年次に関わらず法曹コースで修める学修内容と法科大学院入学後に修めるべき学修内容を勘案し、各法科大学院の判断で履修免除の対象科目に加えることが可能です。

8 法曹コースの質保証

法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、①及び②を厳正に評価する。

- ① 連携法科大学院が協定先の法曹コースに関し、協定に基づき行うこととされている事項の対応状況。
- ② 特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率。

また、公的支援見直し強化・加算プログラムにおいても上記①のうち、法科大学院が法曹コース修了予定者を対象に実施する特別選抜の方法及び実施状況及び②を厳正に評価する。

9 制度の開始時期

法曹コースへの学生の振り分けの時期は、学部段階で教養科目等の幅広い学修を積ませる必要があることを考慮すると、2年次進級時点以降が適当と考えられるが、各大学の実情に応じ柔軟に設定することとする。

【解説】

- 法曹コースを教養科目等の幅広い学修を含めた学位プログラムとして設定する場合には、1年次生からコースを選択することも可能です。

10 ガイドラインに関する運用上のQ & A

ガイドラインに関する運用上の詳細については、以下のとおりとする。

【1 法曹コースの定義と概要】

Q 1 法曹コースの教育に責任を負うのは、これを設置する大学なのか、その学生を受け入れることになる法科大学院なのか。

A 1 法曹コースを置く大学である。

【2 (2) 法曹養成連携協定に定める事項】

Q 2 法曹コースの必修科目の設定に当たっては、特別選抜の5年一貫型教育選抜の場合と開放型選抜の場合とで内容を変えることは認められるか。

A 2 法曹コースによって選抜方法が異なることは想定されていないが、少なくとも連携法科大学院の未修者コース1年次に単位修得していなければ2年次に進級できない科目は法曹コースにおいて網羅的に学修できるよう、法曹コースの教育課程を編成する必要があり、特別選抜の方法によって法曹コースで学修する内容が変わることはない考える。

また、協定先でない認定法曹コースの修了見込み者も開放型選抜の対象となるが、その質を確保するため、論文式試験で課す科目を受験時までに学修しておくことを出願要件とすることや、卒業までに、未修1年次に単位修得していなければ2年次に進級できない科目の学修を終えていることを条件に入学を許可するなどの工夫が必要と考えている。

【3 文部科学大臣による認定の要件】

Q 3 法曹コースで修得すべき、法律基本科目（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）の単位数の下限は設定するのか。

A 3 その予定はないが、少なくとも連携法科大学院の既修者コースに接続できるレベルの学修量（連携法科大学院の未修者コース1年次の内容と同等以上のもの）は求められる。

Q 4 法曹コースの教育課程について、法律基本科目（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）の7科目の「開設」は必須だが、「必修科目とされていること」は必須ではないとの理解で相違ないか。

A 4 法曹コースにおいて上記の7科目の開設は必須だが、どういった科目を必修科目とする必要があるかについては、連携法科大学院が未修者コース1年次に学生に求める内容によるものとなる。

【5（2）成績評価と修了者の質の保証】

Q 5 厳格な成績評価が求められるのは、法曹コースの修了要件とされる科目のみか、それとも卒業要件とされる科目も対象とされるのか。

A 5 一般論として、早期卒業は（全単位について）厳格な成績評価を行うことが前提である。特に厳格性を求めるのは法曹コースの修了要件とされる科目であるが、それ以外を含めることを妨げるものではない。

Q 6 他大学の法曹コースと連携する場合、その成績評価にどの程度の厳格化を求めればよいのか。

また、法曹コースと法科大学院とは、連携前・連携後、どの程度の情報交換・交流を行うことが求められるのか。

A 6 法曹コースの成績が特別選抜の基礎資料となることから、選抜資料として耐えうるだけの厳格性は必要と考える。

また、協定先の法曹コースとの法曹養成連携協定締結前にあっては、協定記載事項の調整について緊密に連携をとり、双方が納得できる条件のもと協定を締結いただきたい。協定締結後は、協定の着実な履行に必要な連携をとり、法曹コースの質の維持・向上に努めることが求められる。

Q 7 法曹コースの学生用のクラスとそれ以外の学生のクラスを分け、両クラスとも同じ教室、同じ時間帯で同内容の講義を履修するが、試験は別に行うことは可能か（例えば、法曹コース用は論述試験、それ以外の学生用は短答と短い論述をくみあわせた試験を実施することは、ダブルスタンダードではないため、可能か）。

A 7 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、成績評価の基準と方法が密接な関係にあることを鑑みれば、同一科目について、学生の所属コースによって試験の方法が異なることは望ましくない。

Q 8 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で開講された同一科目の成績評価において、法曹コースに属する学生とそれ以外の学生との間で、要求水準に差異を設けることは可能か。

A 8 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、法曹コースに属する学生のみ他のコースに属する者に比して成績評価における要求水準に差異を設けることは不適切である。

Q 9 3) 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で、成績評価を相対評価で実施するコースと絶対評価で実施するコースが混在してもよいのか。

A 9 A 8と同様の理由から不適切。

Q10 法曹コースにおいては厳格な成績評価を求められているが、成績評語（秀、優、良、可など）による評価ではなく、点数評価とすることまで求められるのか。

A10 そこまでは求めている。当該成績が特別選抜の基礎資料となることを踏まえ、連携法科大学院と協議の上、適切な水準を設定していただきたい。

Q11 学校教育法 89 条の「優秀な成績」について、法令上の定義があるのか、それとも各大学が定義してよいのか。どの程度の成績で早期卒業させて良いのかを確認したい。

A11 法令上の具体的な定めはなく、各大学において適切に判断されたい。なお、その運用にあたっては、大学教育の質の低下を招かないようにする必要がある。

Q12 早期卒業の要件について、同一学科の特定コースのみ要件を異なるものとすることは可能か。

A12 法科大学院既修者コースに進学するに足る能力を修得することが教育目標となっており、その目標を達成するために特定の科目が必修化されていたり、法曹コースの学生のみが履修可能な科目が開設されていたりすることなどによって、法曹コースが、その属する学科の他の学位プログラムとは別個独立の学位プログラムと考えられる場合、法曹コースの早期卒業の要件を、同一学科の他の学位プログラムと異にすることは可能である。

Q13 早期卒業を促進するため、必修科目の成績が不十分な学生に再試験を実施するなどの救済措置を講じることは大学の判断で実施してよいか。

A13 成績評価の方法は大学が自主的に設定するものであるが、再試験を受けなければ優秀な成績で単位修得ができない状況の学生について、早期卒業させることを目的にあえて救済措置を講じて成績優秀者と認定することは、早期卒業制度の趣旨を没却するものであり、不適切である。

Q14 大学が早期卒業制度を導入する際に、大学院進学を早期卒業の要件とすることは適切でなく、学生に強制させることはできないとの理解で良いか。

A14 優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、早期卒業を前提に法科大学院と一貫した教育を受けることを可能とするという法曹コースの制度趣旨に鑑みれば、
・法科大学院への進学志望を法曹コースへの登録・法曹コースの科目の履修の要件とすること
・早期卒業後の進路として、法科大学院への進学を前提としている旨の指導を行うこと
等により進学を促すことは望ましいと考えられる。

Q15 令和元年 10 月 31 日付け元文科高第 623 号文部科学省高等教育局長通知において、「早期卒業の可否を総合的に判断する際に、法科大学院の特別選抜の可否等を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えない」ことが示されたが、法曹コース修了の可否を判断する際に、同様の扱いをすることは可能か。

A15 可能。

Q16 同一学部の中で、キャップ制度（履修科目単位数に上限をかけること）を実施するコースとしないコースがあってもよいか。

A16 設置基準上、キャップ制導入に努めることとなっており、特段の理由がなければキャップ制を導入するときには、全学的に検討することが適当。
もっとも、コースの学修内容等を踏まえ、合理的な理由に基づき一部のコースについてキャップ制を導入しないこととすることも大学の裁量に委ねられているものと考えられる。

【6（1）法科大学院の教育課程等の公表】

Q17 今回の制度改正により、法科大学院は、標準修業年限修了率、中退率及び留年率の公表を求められることになるが、その趣旨は何か。大学によってその理由は様々であり、数字のみを公表することで、法科大学院を目指す学生に間違ったメッセージを発信することになるのではないか。

A17 ご指摘の情報を含め、法曹を目指す者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することで、適切な進路選択に資するものであり、提供する情報に誤解を招かないように、各大学の判断により、その状況分析や対応方針等も併せて公表することで、より正確な情報提供が可能になると考える。

【6（3）法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項】

Q18 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、例えば、法科大学院入学前に科目等履修や共同開講科目を履修し 5 科目 10 単位修得した上で、2 科目 4 単位分を学部の要卒単位としてカウントし、残り 3 科目 6 単位分を法科大学院の単位としてカウントすることは可能か。

A18 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントされ得る。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②大学院の科目等履修生として受講した場合には院の単位として、いずれかにカウントされ得る。この考えの下に単位を学部と院で分割してカウントすることも可能であるが、学部（法曹コース）においては、体系的に学部の科目を修得していくことが前提であり、大学院の科目を受講するに当たっては、その目的が果たされるよう学生の能力等に照らして各大学において明確なルールを定めることが必要である。

Q19 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、法科大学院入学前の科目等履修や共同開講科目の履修と、法学既修者認定との関係はどのように理解すべきか。

A19 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準（以下、本回答中「設置基準」という。）第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。

科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、「入学前の既修得単位」（設置基準第22条第1項）として認定される単位として、46単位を上限に法科大学院の単位にカウントされ得る。また、「法学既修者認定」との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。なお、「修業年限短縮」（設置基準第24条）との関係では、学部在籍時（法曹コース在籍時）に科目等履修により取得した単位は、大学院入学資格を取得する前に取得した単位のため、当該単位の取得を修業年限短縮の根拠とすることはできない。

Q20 認証評価団体が定める評価判定の視点に「特に、展開・先端科目に配置している科目において、法律基本科目の内容を取り扱うものはないか。この場合、当該科目が、法曹として一般的に必要とされる当該法律基本科目の理解の程度を超えて展開的・先端的内容を取り扱う場合であるか。」という視点があるが、科目等履修や共同開講の対象となる科目の一つとして想定している「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とはどのようなものか。

A20 「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とは、法律基本科目の内容そのものを取り扱うものではなく、その理解を前提に法律基本科目の履修後又は一部は並行して履修する法律学の分野に関する科目、具体的には、展開・先端科目のうちの設置基準第20条の3第6項に掲げる科目（選択科目）を想定している。

Q21 法学未修者が2年次で初めて学修する法律基本科目は、科目等履修や共同開講の対象としてよいか。

A21 連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置として、法律基本科目（応用科目を含む。）についても科目等履修や共同開講を積極的に活用することが期待されるところであり、ご指摘の法律基本科目は科目等履修や共同開講の対象となる。

Q22 共同開講や科目等履修により修得した単位を法科大学院入学後に単位認定するものについて、対象科目の法科大学院のカリキュラムにおける配当年次は限定されないという理解でよい。

A22 法曹コースにおける学修状況や履修科目の順次性に配慮することは必要であるが、法科大学院におけるカリキュラムの配当年次に関する制約はないと考える。

Q23 法曹養成連携協定をもとに開設した共同開講科目や科目等履修対象科目を法曹コース以外の学部学生が履修できるような制度設計にすることも可能か。

A23 法曹コースを設置する大学及び法科大学院を設置する大学双方の合意があれば可能。

【7（1）法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜】

【7（1）1）選抜方法】

Q24 1）選抜方法について、複数の協定先の中で、特定の大学が開設する法曹コース修了者のみ5年一貫型教育選抜の対象とすることは可能か。

A24 法曹養成連携協定の関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型特別選抜を行う協定を結ぶことは認めない。なお、開放型特別選抜の中に地方大学からの専願枠以外に複数の選抜区分を設けることについては、協定関係にある大学間で取扱いが異ならない限りは、各大学の工夫により可能。

Q25 1）選抜方法②について、「5年一貫型教育選抜」とあるが、法曹コースを4年で修了した学生（4＋2となる場合）は対象とならない趣旨か。また、2）募集人員②について、法曹コースを4年で修了した学生は「定員の4分の1以内」に含まれないという理解でよい。

A25 法曹コースは、法曹を志望する学生が法曹となるまでの時間的・経済的負担を軽減するため、学部を3年間で卒業し、法科大学院既修者コースに接続することを想定しているが、法曹コースを選択した学生が早期卒業を希望せず、4年間で修了することになっても5年一貫型教育選抜の対象となり得る。したがって、特別選抜枠としての当該法科大学院入学定員の4分の1に含まれる。

Q26 開放型選抜の方法について、「法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。」とあるが、法曹コースの成績や面接等、列挙されているものは網羅的に実施しなければならないのか。

A26 法曹コースの成績及び法律科目の論文式試験の結果については選抜資料とする必要があるが、これに加えてどのような事項を選抜資料とするかは、各法科大学院のアドミッションポリシーに基づき、各大学が決定するものと考える。

Q27 法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないということであるが、例えば選抜の時点では、上3法の所定単位修得及び成績のみで合否判定して一次合格とした上で、一次合格者を対象に法曹コース修了までに下4法の所定単位修得及び成績等をもって正式な合格とすることは可能か。

A27 可能。また、選抜の時点では、上3法の所定単位修得及び成績のみで合否判定して合格（法学既修者として認定）とした上で、かかる合格者を対象に法曹コース修了までに下4法の所定単位修得及び成績等をもって個別に履修免除の是非を判断することも可能。

Q28 5年一貫型教育選抜を実施する場合、「『法曹コース』の学生を対象とする特別選抜の導入に伴う法科大学院入学者選抜の全体イメージ」では「学部成績等で選抜」することとされているが、ここにおける学部成績等には学部成績以外にどのようなものを想定しているのか。

（参考）「法曹コース」の学生を対象とする特別選抜の導入に伴う法科大学院入学者選抜の全体イメージ

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/_icsFiles/afieldfile/2019/01/30/1413222_005.pdf

A28 例えば、面接や志望理由書が考えられる。

【7（1）3）特別選抜の対象】

Q29 法曹コース修了者を対象とする「特別選抜」枠の法科大学院入試の受験資格について、例えば「法曹コース修了後5年以内の者に限る」といったように、法曹コース修了後、一定期間経過した者の出願を認めないことは可能か。

A29 今回の連携法の改正により開設される法曹コースは、法科大学院との教育の連続性を確保するものであり、特別選抜の対象となる者は、早期卒業制度を活用し、法曹コースを修了して法科大学院に入学しようとする者（法曹コース修了見込み者のみ）であることから、コース修了者は原則として特別選抜の対象とはならない。

Q30 早期卒業と法曹コースの修了要件が異なる場合、コースは修了したが早期卒業ができなかった場合に、コース修了後に4年次で特別選抜を受験することは可能なのか。

A30 法曹コースは早期卒業制度を活用し、法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものであり、法曹コース修了要件と卒業要件を異なるものとして、ご質問のような状況が生じることは望ましくない。

一方で、履修プログラム方式や独立教育プログラム方式により法曹コースを開設する場合には、法曹コースを修了した学生が4年次で特別選抜を受験することは妨げられるものではない。

【7（1）5）特別選抜の実施に関する留意事項】

Q31 5）特別選抜の実施に関する留意事項①②について、自大学法科大学院とし
か法曹養成連携協定を締結できなかった場合、結果として、特別選抜の対象が
自大学の学生ばかりとなることについても認められない趣旨か。

A31 同一の募集区分においては、自大学と他大学の出身者について、異なる取扱
いをしてはならないという趣旨であり、（特に小規模な）法科大学院において、
法曹養成連携協定の相手方が、自大学のみとなることを認めないという趣旨
ではない。

Q32 法科大学院の入学者選抜において推薦入試を実施することは可能か。その
際、何らかの推薦状の提出を求めることは、大学院入学者選抜実施要項（高等
教育局長通知）第4に抵触しないか。

（法科大学院の入学者選抜において、法学部等に設置された法曹コース出身
者を対象として、推薦入試を実施することを想定。）

A32 関係法令等に則り、公正かつ妥当な方法により実施されるのであれば、推薦
入試を実施することは許容される。また、公正性・妥当性が合理的に確保され
ている限りにおいて、何らかの推薦状の提出を求めることが否定されるもの
ではない。

Q33 法曹コースから開放型選抜で法科大学院を受験する場合、未修者コース1年次の必修科目（未修者コース2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目があることは認められないのか。

A33 法曹コースの受験者は論文式試験に課す科目の内容を受験までに履修しているものとする。

また、協定関係にない法曹コースの学生との関係では、出願要件として「入学選抜までに、論文式試験の出題範囲の学修を終えていること」を課することのほか、未修者コース1年次の必修科目（未修者コース2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目がある場合には、①選抜試験とは別途、入学時までの間に科目試験を課すことや、②入学後に当該科目を履修させることなど、法曹コースの学生の学修量や到達度と適切なバランスをとりつつ、大学が適切であると判断する方法により実施するものとする。

Q34 法曹コースに属する地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する場合、5年一貫型教育選抜及び開放型選抜の選抜方法とは別の「推薦入試という他の選抜方法」を採ってもよいのか。

A34 法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜で推薦入試を実施する場合でも、選抜方法は、5年一貫型教育選抜又は開放型選抜になる。地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する際に、募集人員に一定の枠を設けることが可能であり、出願に際して、出身大学の推薦を求めることができるという趣旨。

Q35 特別選抜枠の実施に際し、地方大学を除いて専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることができないとされているが、法科大学院への進学者を増加させるためには、法曹コースごとに募集定員を設けることを可能とすべきではないか。

A35 特別選抜であっても法科大学院の教育を受けるに相応しい適性と能力を判定することには変わりはなく、優秀な志願者の確保を阻害するおそれもあることから、法曹コースごとに募集定員を設けることは不適当と考えている。

なお、特別選抜が単なる学生確保の手段とならないよう、法曹コースから特別選抜を経て入学した者の標準修業年限での修了率や司法試験合格率については、認証評価や加算プログラムの基礎額算定基準に組み込むとともに文部科学省としても目標値を設定し、その成果を検証していく予定。

Q36 5年一貫型教育選抜及び開放型選抜いずれの特別選抜枠においても法曹養成連携協定が必要なのか。

A36 必要。ただし、開放型選抜を実施する場合には、当面の間、協定先でない法曹コースであっても、他の法科大学院と認定法曹養成連携協定を締結している場合には、その修了見込み者は、開放型選抜の対象とすることが求められている。

Q37 令和4年度法科大学院入学者選抜においては、令和3年度の法学部4年生と法曹コース1期生（学部3年生）が、法科大学院入学者選抜に志願することになる。法科大学院全体でみれば定員未充足状態が継続しており、特段の措置は不要かも知れないが、適切な選抜のもと定員が充足している法科大学院には大学の申請に応じて臨時定員を認めるなどの経過措置が必要ではないか。

経過措置がない場合には、未修者コースの募集定員を減員することを検討しているが、その場合、どのような点に留意すればよいのか。

A37 令和元年度の法科大学院総定員2,253人に対し、入学者は1,862人であり、400人程度の欠員が生じており、臨時定員の措置は不要と考えているが、今後の法科大学院志望者数の動向などを踏まえて検討する。

なお、法曹コースを修了して法科大学院に入学を志願する者の募集人員を確保することを目的に未修者コースの募集人員を減員することは、多様な知識や経験を有する者を入学させる努力義務を負う法科大学院の役割を踏まえれば望ましくない。

Q38 「一般選抜」枠の法科大学院入試において、例えば法曹コース修了者については入試科目の一部を免除するなど、法曹コース修了者と、その他の受験者間で実質的に異なる内容の試験を実施することは可能か。

A38 一般選抜については、法曹コース出身者であるか否かを問わず、同一の試験・評価基準により合否判定を行うべきである。

【7（2）法曹コース出身者の法学既修者認定について】

Q39 これまで法学既修者として履修免除する科目の対象となっていない「2年次になって初めて学修する法律基本科目」や「基礎法学・隣接科目」について、今後は履修免除が可能となるとのことであるが、具体的にどのような方法により免除するのか。

A39 一括して履修免除する方法のほか、法曹コースにおける学修状況を個別に確認することにより、履修免除することが想定される。

Q40 「1）法学既修者認定の取扱い」について、仮にカリキュラム改正をして英米法総論を1年次配当の必修科目とし、これを「法学既修者認定」の対象科目とすると、入学者選抜において「英米法総論」の論述式筆記試験も課さねばならないのか。

A40 法曹コース出身者を対象とする特別選抜のうち、「5年一貫型教育選抜」においては法曹コースにおける学部成績を基に法学既修者認定をすることが可能であり、また、「開放型選抜」においては学部成績と論文式試験等を組み合わせることで選抜することになるものの、法学既修者認定のために網羅的に試験を課すことを求めるものではない。

Q41 「法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目」の履修免除について、法曹コース修了予定者が一般選抜を受験し、合格した場合でも、免除の対象としてよいか。

可能な場合、一般選抜で未修1年次に履修すべき科目のみを一括免除する者と一部2年次の科目も追加で免除する者が生じることとなるが、平成21年の中教審報告との関係で問題ないか。

A41 平成31年1月28日の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「『法曹コース』に関する考え方」において、特別選抜においては、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を履修免除の対象とすることを可能とする整理をしていることから、法曹コース修了予定者が一般選抜に合格して法科大学院に入学する場合においても、これと同様の扱いとすることも可能と考える。

Q42 5年一貫型教育選抜において、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（基礎科目）を法曹コースで履修し、単位取得している場合には、その成績をもって、履修免除してもよいか。

A42 開放型選抜及び5年一貫型教育選抜いずれの特別選抜においても法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（基礎科目）を法曹コースで履修し、単位取得している場合には、法学既修者認定の対象とすることを可能としている。

【9 制度の開始時期】

Q43 今後、法曹コースを開設しようとする場合、大学進学を目指す高校生に周知するためには、法曹コースの設置予定と、協定先の法科大学院を予定として公表する必要があるが、予定であることを前提に、公表の要件は何か。

A43 法科大学院との間での周知に関する合意があれば、以下の3点に留意の上、広報活動をすることは可能。

- ・「法曹コース」の設置は、予定であること。
- ・「法曹コース」を志願する入学志願者に、早期卒業制度を理解してもらえるようにすること。（必ずしも3年で卒業できるとは限らないことについて十分に説明することが必要）
- ・「法曹コース」の選択後、連携法科大学院が実施する特別選抜に出願するための要件を説明すること。（法曹コースへの登録が、法科大学院への入学を確約するものではないことについて十分に説明することが必要）

Q44 法曹コース設置時に法曹コースを選択できる学生は、その時点における学部2年生が想定されているかと思うが、3年生以上でも選択する制度とすることは可能か。

A44 可能。なお、法曹コースは早期卒業を前提としていることから、4年次からコース選択することは想定していない。

Q45 法曹コースに関する法令の改正前に入学した学生に対して、「7 法曹コースと法科大学院との接続」で整理されている特別選抜を実施しても構わないか。

A45 現在の法科大学院既修者コースへの学生の受入れに関しては、法学既修者認定試験の実施により、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うこととなっており、学部学生の成績をもとに法学既修者認定を行うことはできないことから、特別選抜の対象は、令和元年度の大学入学者から対象となることを想定。

Q46 学部入試について、法曹コースへ進むことを念頭においた推薦入試枠を2021年10月から導入したいと考えているが、2年前予告ルールは適用されるか。

A46 入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表することが必要であることから、この趣旨を踏まえ、各大学の判断において適切に実施すべき。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めること。

Q47 法曹コースを設置する学部の授業の質について、法科大学院の認証評価の対象となるか。

A47 学部の授業が法科大学院の認証評価の直接の対象となることは想定していないが、協定内容及びその履行状況、特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者の司法試験合格率等は法科大学院の認証評価の対象となり、法曹コースを設置する学部の授業の質について間接的にはあるが、評価の対象となる。

なお、評価の実施に当たっては、法曹コースの教育の実施状況等を法科大学院がどの程度把握しているか等の観点から法科大学院が保有する資料を基に評価することとし、評価のために法曹コース設置学部から新たな資料を要求することがないよう、今後、認証評価機関と調整したい。

Q48 入学後に学生が選択可能なコースを新たに設けることは可能か。

A48 コースの新設は可能であると考えられるが、新設時点において在学中の学生が新設されたコースに転ずることができるか否かについては、当該学生が当該新設コースに中途より転じたとしても当該新設コースの教育目標を達成できる場合に限るべきものと考えられる。

Q49 学生の不利益にならなければ、在学中に卒業要件を変更することは可能か。
(例えば、「卒論必須」から「卒論または専門分野から8単位」に変更し、在学中の学生から適用)

A49 学生は入学時に定められていた卒業要件の達成を目標として数年次にわたり計画的に学修するものであることから、教育目標のより効果的な達成が確実となるなど、特別な場合を除けば、一般論として在学中に卒業要件を変更することは適切ではないものと考えられる。

Q50 法曹コースを開設するために早期卒業制度を導入することを求められているが、学部入学後の学生にも早期卒業制度を適用することは可能なのか。

A50 法曹コースは、学部の早期卒業を前提に、法科大学院と連携した教育を行うものであることから、入学時に想定されていた教育目標の達成を損なうものでなければ、現在既に入学している学生を対象として早期卒業制度を導入することは差し支えない。

【連携法改正関係（連携協定以外）】

Q51 連携法の改正により、早期卒業・飛び入学による入学希望者（以下「早期卒業者等」と呼ぶ）に対し法科大学院入試において「適切な配慮」を行うことを要することとなるが、「適切な配慮」の対象となる早期卒業者等には、法学を履修する課程以外の課程の早期卒業者等も含まれるのか。

A51 法学を履修する課程以外の学部出身者も含まれる。

Q52 法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮内容として、一般の受験生とは別の方法で入試を実施する必要があるか。一般の受験生と同様の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設けて対応するということでも問題ないか。

A52 配慮の内容は、選抜枠を別にする方法だけではなく、一般の受験生と同様の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設ける方法も考えられるが、後者の場合には、優先枠が設けられていることだけではなく、選抜基準が異なることを募集要項等で予め受験生に明示することが必要。

Q53 連携法第 10 条の「職業経験を有する者等への配慮」について、平成 30 年度から「入学者に占める法学未修者や社会人の割合を 3 割以上とする努力目標」が撤廃されたが、改めて優先枠を設定することになるのか。

A53 数値基準については設定しないこととしたが、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、今回の連携法改正において入学者の時期・方法等について、法学未修者や社会人に対する配慮義務を規定したものである。

なお、どのような選抜枠を設ける場合でも、入学者の質を確保することは当然に必要であり、質が担保されないような選抜を実施することは適切ではないことに留意願いたい。

Q54 連携法第 10 条の規定による入学者選抜における配慮義務について、法学を履修する課程以外の学生が早期卒業・飛び入学により進学するときに、既修者コースに進学する場合と未修者コースに進学する場合では、それぞれどのような「配慮」が必要なのか。

A54 法学を履修する課程以外の学生が早期卒業・飛び入学により既修者コースを志望する場合に想定される配慮については、法学を履修する課程の学生と異なるものはないと考える（選抜の時期や試験実施科目への配慮等）。

また、未修者コースを志望する場合には、配慮内容は法学を履修する課程以外の大学の課程を 4 年かけて卒業した者に対する「配慮」と同じ内容が考えられる。（理系学部等からの入学者の枠の設定等）

Q55 学校教育法の一部改正により、大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者が追加されたが、その判断材料として学校教育法施行規則第 160 条の 2 に規定された「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果」とは何か。共通到達度確認試験のことか。
また、その試験はいつ実施されることになるのか。具体的にどのように活用されることが考えられているのか。

A55 設置基準第 25 条第 1 項の規定に基づき、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する」か 否かを判定するために各法科大学院が実施している法学既修者認定試験のことである。

また、現在の法学既修者認定試験は、各大学が適切な時期に実施しているものと認識しているが、飛び入学の判断材料とする場合には、その判断をする時期までに実施することになり、当該試験の成績を、学部成績と併せ考慮して、飛び入学の可否を判定することを想定している。

Q56 設置基準第 23 条第 2 号ホには、法科大学院の修了要件の単位数として「展開・先端科目 12 単位以上（選択科目に係る 4 単位以上を含む。）」と規定されているが、1 科目で 4 単位としなければならないのか。それとも、例えば、倒産法 2 単位及び租税法 2 単位の合計 4 単位とすることも可能か。後者の場合、司法試験の在学中受験資格の認定においても、この取扱い（2 単位＋2 単位＝4 単位）で問題ないか。

A56 設置基準第 23 条第 2 号ホには、法科大学院の修了要件の単位数として「展開・先端科目 12 単位以上（選択科目に係る 4 単位以上を含む。）」と規定されているが、必ずしも 1 科目で 4 単位以上とされていないため、例にあるように、選択科目として倒産法 2 単位及び租税法 2 単位の合計 4 単位で修了することも可能である。また、在学中受験資格の取得に当たって修得が必要となる所定科目単位の詳細については、設置基準の改正内容等を踏まえ、法務省令により定められたところであり、選択科目に係る所定科目単位としては、同一の科目に係る単位で単位数を充足することは要せず、合計して 4 単位以上の修得で足りるものとされている。（なお、所定科目単位として法科大学院において修得が必要となる選択科目の単位は、司法試験の出願に際して選択する科目の単位であるか否かを問わないものとされている。